

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	市民局市民生活部市民生活安全課
件名	さいたま市独立柱(公衆街路灯)新設業務(R5-単価契約)
履行場所	さいたま市内全域
契約締結日	令和5年6月16日
契約の相手方名	日本ファシリティ・ソリューション株式会社 三菱HCキャピタル株式会社 株式会社八洲電業社
契約金額	支払限度額 (内訳) 20,311,500円 独立柱新設286,600円/1式
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、公衆街路灯の灯具を設置するための独立柱のみを新設する業務である。灯具は、市内の公衆街路灯の灯具交換及び維持管理を一括して実施しているESCO事業により新設される。そのため、灯具を設置するESCO事業者が独立柱を新設することで、一体的な施工が可能となり、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な履行を確保する上で有利である。また、本業務を他の事業者へ委託した場合、灯具の新設についてはESCO事業者が行っているため、事故等が発生した場合の責任区分が曖昧になることからESCO事業者である当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>